



山林を相続するにあたって、 注意しておくことはありますか？



費用と手間について関係者との連携が必要です。

山林を相続する際には、将来的な管理と活用を見据えて、様々な点に留意する必要があります。

まず、隣接する土地との境界を明確にするために、測量や立ち会いを行い、境界標を確認しましょう。また、法務局で登記情報を取得し、誰が所有者であるかを確認します。もし未登記であれば、登記手続きをご自身又は司法書士を通して行う必要があります。

そして、山林を所有すると、固定資産税が毎年課税されるため、評価額と税率を確認し、納税の準備をしておくことが重要です。また、倒木や竹の繁殖を防ぐなど、適切な管理を行う責任も発生します。

山林の活用方法の主な例としては、

木材の販売、レジャー利用などが考えられます。管理が難しい場合は、専門家に相談し売却ができるかどうかを確認することも必要でしょう。不要な場合では、相続放棄という選択肢もありますが、これには期限があるため、お早めの手続きが必要になります。

もし、手続きや管理に不安がある場合では、司法書士や土地家屋調査士などの専門家に相談することをお勧めします。また、専門家に同行してもらうなどの安全を確保して、実際に山林を見に行き、状況を把握することも重要になります。

更に、林業に関する法令や地域の条例を確認することも大切です。火災や自然災害に備えて、賠償責任保険の加

入も専門家に相談してください。

また、相続人が複数いる場合には、共有名義となるリスクを理解し、共有とする場合では、遺産分割協議で管理や処分に関するルールを明確に定めておくことも重要です。

山林の維持には費用と手間がかかります。この費用と手間を考慮した上で活用方法を検討しましょう。その為には、長期的な視点で山林の維持管理計画を立て、相続手続きは早めに進めることが大切です。地域の森林組合や自治体から情報を収集することも必要になります。

ご自身のみで行うことは困難が多いと思われますので、お早めに行政書士などの専門家にご相談ください。

(行政書士兼 FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい！



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 飯田 利治

〒278-0022

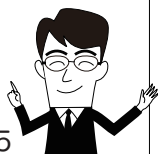
野田市山崎 2635-7

H・MレジデンスA棟 315

電話：050-3748-0168

FAX：050-3588-8093

<https://tiida168.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所

はんだ なおこ
行政書士 半田 直子

〒270-0005

松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088

FAX：047-705-9088

<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たか た てつろう
行政書士 高田 哲朗

〒271-0045

松戸市西馬橋相川町

117-408

電話：050-3743-5844

FAX：050-3457-7090

<https://office-takata.jp>



非上場株の相続について、教えてください。



相続税の算定ルールの見直しにご注意してください。

非上場の会社様と想定してご説明いたします。

非上場株の相続については、相続税の算定ルールの見直しが予定されています。これから制度の変更があるかもしれませんが、現状では非上場株の場合、相続税は会社の規模に応じて3種類の方式が適用されます。

大規模会社の場合は、事業などが類似する企業と比べて株式の時価を評価する「類似業種比準方式」(①)を原則的に適用します。

原則的というのは、会社の資産や負債に基づいて株価を算出する「純資産価額方式」(②)を選ぶこともで

きるからです。

中規模の会社だと、原則が①と②の併用方式を適用で、②も選択可能になっています。

小規模の会社の場合は、原則が②になり、併用方式が選択可能となっています。

この会社規模の分類は、従業員数年間売上高、資本金の額、総資産額などを基準として判定されます。

大規模は、従業員数や売上高、資本金の水準が非常に高い企業。中規模は、大規模企業ほどではないが、一定の規模と安定した経営基盤を持つ企業。小規模は、従業員数や売上

高が比較的少なく、資本規模も小さい企業です。一般にいう中小企業ですが、成長が期待されている企業も存在します。

なぜ見直しがされているのかについて、ご説明しておきます。実は、①と②によって評価額に差が出ているからです。二つの方式による評価額の中央値を比べると、①を適用すると②の約4分の1の水準になるようです。

つまり、会社の規模が大きいほど②を適用するのに比べて、評価額が低く算定される傾向にあるということです。小規模の会社だと①が選択できないので、不公平感が出ています。大規模の会社として①を適用するために従業員を増やして税負担を軽減する納税者もいたようです。

事業の相続は会社の財産を時価で算出しなければならないので、税理士の先生にお願いするのが安心だと思います。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

遺言能力が問題になるって、どういうことですか？



遺言者の遺言能力が不十分だと遺言が法的に無効になる可能性があります。

遺言については一般的に、①遺言能力、②方式の順守(日本では自筆証書遺言、公正証書遺言等)、③意思の自由、④内容の適法性、⑤署名押印の5要素が満たされていれば有効と認められます。

「遺言能力」とは、遺言者が法律上有効な遺言を作成するために必要な判断ができる能力を有していることを言います。民法では満15歳以上であれば遺言をすることができる(民法第961条)とされていますが、遺言作成時点で遺言内容を理解し自らの意思で決定できる能力を持っていること、すなわち遺言者の意思表示

が真正であることが求められます。遺言は遺言者の「真意」に基づいて作成されるものだからです。

遺言能力が問題になるケースとして、例えば認知症や精神疾患の影響のもとで遺言内容を理解したり意思決定する能力が低下している場合、強制や不当な第三者の影響があった場合、遺言書の筆跡が本人のものか疑われたり遺言書作成の過程に疑義が生じた場合、遺言者の健康状態が本当に意思決定できる状態だったのか不明な場合などがあります。実際に、遺言者が自身の財産の内容や遺言の意味を理解できていなかった可

能性が高いと判断し、遺言を無効とした判例があります(令和4年4月26日東京地裁判決)。

このようなことから、遺言を作成するには遺言能力が十分であることを証明できる証拠を準備することも場合によっては必要です。例えば医師の診断書や証人の証言が挙げられます。遺言の方式には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言がありますが、公正証書遺言は公証人と二名の証人の立ち合いのもと作成されるため公的な証拠と考えられます。さらに遺言の形式には当てはまりませんが、遺言作成時の映像・録音を残すことも一案です。

せっかく想いをこめて書いた遺言が無効にならないようにしたいものです。法律の専門家に相談しながら作成することで遺言能力に問題がないことを明確にして後の争いを防ぐことができます。

(行政書士 半田 直子)